

令和３年度 「熊本市市民後見人養成講座（成年後見制度）」 受講希望者説明会

熊本市では、市民後見人養成講座を開催し、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活ができるように、権利と財産を保護する「成年後見制度」の担い手として、地域住民の視点で支援を行う「市民後見人」を養成しています。

本講座の開催にあたり、目的や市民後見人の役割、本講座開催に関することや受講後の活動などについてご理解いただくため、事前説明会を開催いたします。

1 主 催

熊本市（社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会へ事業委託）

2 対象者

本制度の理解を深め、市民の成年後見人として活動を希望する方で、①～③の要件を満たす方、または①、②、④の要件を満たす方

①年齢 20 歳以上の方

②熊本市在住の方

③受講修了後、日常生活自立支援事業（※１）の地域生活支援員（※２）として活動し、法人後見事業（※３）に協力できる方

④現在、家族の成年後見人等として活動されている方

ただし、一般市民の方を対象とした研修のため、成年後見人等を受任する体制整備のある団体（弁護士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・税理士・社会福祉士・精神保健福祉士・法人・任意団体など）に所属されている方は受講いただけません。

（※１）日常生活自立支援事業とは

判断能力が不十分な人の権利を守るため、熊本市社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理サービスを行う事業です。

（※２）地域生活支援員とは

日常生活自立支援事業を利用する人に対して、定期的に訪問し相談に応じたり生活費を届けたりする地域の協力者のことです。

（※３）法人後見事業とは

熊本市社会福祉協議会が受任する成年被後見人等に対して、定期的に訪問し相談に応じ、財産管理を支援する業務のことです。

3 開催日

令和3年5月19日（水） 午前10時～（2時間程度）

4 会 場

熊本市健康センター新町分室 2階多目的室
（熊本市中央区新町2丁目4-27）

5 定 員

50名（※先着順）

6 参加費

無料（※ただし会場までの交通費や駐車料金などは参加者負担）

7 申込方法

5月6日（木）から熊本市社会福祉協議会へ電話、ファックスまたはホームページで申込できます。

希望する方のお名前・ご住所・日中連絡の取れるご連絡先をお知らせいただきます。

申込フォーム <https://forms.gle/6hFWSkDcVTZwZaUy8>

申込期限 5月6日（木）～5月17日（月）まで

ただし、定員に達した時点で募集を締め切ります。

8 その他

①説明会会場の駐車場はご利用できません。お車でお越しの場合、近隣の有料駐車場をご利用ください。

②新型コロナウイルス感染症の影響により開催内容に変更が生じることがございます。あらかじめご了承ください。

③本講座の開催にあたって、受講者をオンライン配信（ZOOM）できる環境がある方に限らせていただく可能性がございます。

【問い合わせ先】

熊本市社会福祉協議会 総合相談センター 権利擁護班

電話 096-247-7720

ファックス 096-327-5366